

令和2年10月7日

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

入札参加資格停止措置業者名	所在地
株式会社 入江電機工業所	茨城県水戸市大工町2-3-23

2 入札参加資格停止措置期間 令和2年10月7日から令和2年11月6日まで（1カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

（株）入江電機工業所は、令和2年9月17日に執行した「電動式油圧救助器具1台」の入札において落札者となり、9月18日付けで売買請書を提出したが、その後、令和2年10月2日付けで辞退届が提出された。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第4第14項「不正又は不誠実な行為」に該当する。

（契約規程）

措置要件	期間
別表第4第14項ウ 「ア及びイに掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。」	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内